

地域企業・産業資料デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する地域企業・産業資料のうち、印刷物および近代の文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像はカラーです。画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保つつつ、出来る限りの範囲で撮影したものとして了解下さい。写りの悪い資料については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (5) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (6) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成27年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号15HP8021の交付を受けて作成しています。

東京中央運輸株式會社定款

東京中央運輸株式會社定款

第一章 總 則

- 第一條 當會社ノ商號ハ東京中央運輸株式會社ト稱ス
- 第二條 當會社ハ貨物ノ運送並之ニ附帶スル業務ヲ營ムヲ以テ目的トス
- 第三條 當會社ハ本店ヲ東京市ニ設置ス尙株主總會又ハ取締役會ノ決議ニ依リテ便宜ノ地ニ支店又ハ出張所ヲ設置スルコトヲ得
- 第四條 當會社ノ公告ハ本店ノ店頭ニ掲示シテ之ヲ爲ス
- 第五條 當會社ノ存立期間ハ設立ノ日ヨリ滿參拾箇年トス
- 第六條 當會社ノ資本金總額ハ金拾萬圓トシ之ヲ五千株ノ株式ニ分チ壹株ノ金額ヲ金貳拾圓トス但シ總株式數五千株ノ内増資新株式貳千五百株ニ對シテハ舊株式貳千五百株ニ優先シテ年五朱ノ配當ヲナス

第二章 資本金及ヒ株式

第七條 株式ハ總テ記名式トナシ第壹回ノ拂込ニ於テ株金全額ヲ拂込ムモノトス
第八條 株券ノ種類ハ壹株券 捨株券 百株券ノ參種トス
第九條 當會社ノ株式ハ豫メ取締役會ノ承認ヲ受クルニ非サレハ之ヲ他ニ讓渡スルコトヲ得ス
第十條 株主カ取締役會ノ承認ヲ得テ株式ヲ賣買讓渡シタルトキハ株券ノ裏面相當欄ニ記名調印シ且ツ當會社所定ノ書式ニ依リ株式名義書換請求書ヲ提出スヘシ
第十一條 相續又ハ遺贈ニ因リ株式ヲ取得シタルモノハ其原因ヲ證スヘキ書類ヲ添付シ株式名義書換ヲ請求スヘシ

第十二條 株主又ハ其法定代理人ハ其氏名、住所及ヒ印鑑ヲ當會社ニ届出ツルコトヲ要ス其變更アリタルトキ亦同シ但シ法定代理人ハ其資格ヲ證スル書面ヲ提出スヘシ

第十三條 株主其氏名ヲ變更シタルトキハ戸籍謄本又ハ抄本ヲ具シ株主名義變更ヲ請求スヘシ

第十四條 前二條ノ届出ヲ怠リタル株主ニ對シテハ通知催告ノ到達及ヒ印鑑ニ付當會社ハ其責ニ任セス之カ爲メ生シタル損害ハ當該株主ニ於テ負擔スヘシ

第十五條 株券ヲ喪失又ハ毀損シタルトキ若ハ盜取セラレタル者ハ其事實ヲ證明シ且ツ當會社取締役會ノ相當ト認メタル保證人貳名以上ノ連署アル書面ヲ提出シテ株券ノ再交付ヲ受クルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ當會社ハ請求者ノ費用ヲ以テ其旨ヲ公告シ爾後參拾日ヲ經過スルモ何人ヨリモ故障ノ申出ナキトキハ新株券ヲ交付スヘシ
第十六條 株券ノ名義書換變更ヲ請求スル者ハ株式壹通ニ付金拾五錢株券ノ引換又ハ再交付、分合ヲ請求スル者ハ株券一通ニ付金五拾錢ノ手數料ヲ會社ニ支拂フヘシ
第十七條 定時總會ノ招集ニ當リ又ハ取締役會ニ於テ必要ト認ムルトキハ豫メ公告シテ參拾日ヲ超エサル期間株式名義ノ書換ヲ停止スルコトヲ得

第三章 株主總會

第十八條 定時總會ハ毎年四月取締役之ヲ招集シ臨時總會ハ必要アル場合ニ於テ取締役又ハ監查役之ヲ招集ス
第十九條 株主ノ議決權ハ株式壹株ニ付壹個トス
第二十條 株主カ代理人ヲ以テ議決權ヲ行使セントスルトキハ其代理人ハ當會社ノ株主タル事ヲ要ス
第二十一條 總會ノ議長ハ社長之ニ任ス若シ社長差支アルトキハ專務取締役ヲ以テ議長トス社長專務取締役共ニ差支アルトキハ他ノ取締役中ヨリ互選シテ議長ヲ定ム取締役全員差支アルトキ

ハ出席株主中ヨリ互選ス

但シ監査役ノ招集ニカカル株主總會ニ於テハ監査役ヲ議長トス

第二十二條 總會ニ於テ決議シタル事項ハ決議錄ニ記載シ議長及ヒ出席株主二名以上之ニ署名捺印シ之ヲ會社ニ保存スヘシ

第四章 役 員

第二十三條 當會社ニ左ノ役員ヲ置ク

取 締 役 七名以内
監 査 役 貳名以内

第二十四條 取締役及ヒ監査役ハ五拾株以上ノ株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任ス

第二十五條 役員選舉ハ株主總會ニ於テ議決權ノ最多數ヲ得タルモノヲ當選者トス但シ同數者アルトキハ年長者ヲ擧ケ同年者アルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第二十六條 取締役中ヨリ社長一名、専務取締役二名ヲ互選ス

社長ハ當會社ヲ代表シ且ツ業務ヲ統轄ス

専務取締役ハ社長ヲ補佐シ業務ヲ掌ル社長事故アルトキハ之ニ代ハリ業務ヲ統轄ス

監査役ハ互選ヲ以テ當任監査役ヲ選定スルコトヲ得

第二十七條 當會社ハ取締役會ノ決議ヲ以テ顧問、相談役又ハ支配人ヲ置クコトヲ得

第二十八條 顧問及ヒ相談役ハ取締役會ノ協護ニ參與シ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第二十九條 取締役ノ任期ハ満參箇年トシ監査役ノ任期ハ満貳箇年トス

但シ其任期満了カ營業年度ノ中途ニアルトキハ其年度ノ定期總會ノ終結ニ至ル迄其任期ヲ

伸長スルコトヲ得

第三十條 取締役ハ就任ト同時ニ其所有ニカカル株式五拾株ヲ監査役ニ供託スルコトヲ要ス

前項ノ株式ハ取締役退任又ハ死亡後ト雖モ商法第百九十二條ノ承認ヲ得タル後ニ非サレハ之ヲ還付セス若シ會社ヨリ取締役ニ對シ訴訟ヲ提起シタルトキハ事件解決後ニ非サレハ之ヲ還付セサルモノトス

第三十一條 任期中ノ取締役又ハ監査役中缺員ヲ生シタルトキハ補缺選舉ヲ行フヘシ但シ法定員數ヲ缺カス且ツ業務ニ支障ナキトキハ之ヲ行ハサルコトヲ得

第三十二條 補缺選舉ニヨリテ役員トナリタル者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第三十三條 會社ノ重要ナル業務ヲ審議決定スル爲メ取締役會ヲ組織ス

取締役會ノ議長ハ社長之レニ任ス社長事故アルトキハ専務取締役之ニ代ハル社長専務取締

役共ニ事故アルトキハ他ノ取締役ニ於テ臨機ノ處置ヲ取り互選ヲ以テ議長ヲ定ム
取締役會ニ於テ議決シタル事項ハ取締役會議事錄ニ記載シ出席取締役之ニ署名捺印シテ會社ニ之ヲ保存スヘシ

第三十四條 監査役ハ取締役會ニ出席シ意見ヲ陳述スルコトヲ得但シ議決ノ數ニ加ハルコトヲ得ス
第三十五條 取締役及ヒ監査役ノ報酬ハ株主總會ノ決議ニ依リ之ヲ定ム

第三十六條 當會社ノ取締役又ハ監査役カ他ノ會社ノ役員タラント欲スル場合ハ取締役會ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

第三十七條 當會社ノ營業年度ハ毎年四月一日ヨリ翌年三月末日迄ヲ壹期トス

第三十八條 損益計算ハ毎期總益金中ヨリ總損金ヲ控除シタル殘額ヲ利益金トシ左ノ順位ニヨリ之ヲ處分ス

一、法定準備金 百分ノ五以上

一、別途積立金

- 一、固定資金償却積立金
- 一、從業員退職給與金積立
- 一、役員賞與金
- 一、株主配當金
- 一、後期繰越金

第三十九條 取締役ハ營業年度ノ終ニ於テ損益計算書、財產目錄、貸借對照表、營業報告書並ニ積立金及利益ノ配當ニ關スル議案ヲ作製シ監査役ノ意見ヲ添ヘ定時總會ニ提出シテ承認ヲ求ム

ヘシ

第四十條 利益金ノ配當ハ決算期ノ末日現在ノ株主名簿ニ記載シアル株主ニ對シテ支拂フモノトス
第四十一條 株主ニ對スル配當金ハ株主總會ニ於テ配當決議ヲ爲シタル後滿三箇年ヲ經テ尙之ヲ請求スルモノナキトキハ株主ハ其權利ヲ拋棄シタルモノト看做シ其配當金ハ會社ノ所得ニ歸スルモノトス

昭和四年拾月壹日

